

私立幼稚園預かり保育運営費補助金概要

1 対象施設

- ・学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による認可を受け鎌倉市内に設置された私立幼稚園であって私学助成を受けている幼稚園。

2 対象園児

- ・市内在住（住民登録）の園児
- ・新制度へ移行を計画する園については、「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の対象とならない園児

3 課業日、休日、長期休業期間における預かり保育の運営時間・日数の条件設定

- ・神奈川県の前かり保育推進費補助事業に準じて設定。
ただし、課業期間中（平日）は、待機児童対策の観点から幼稚園型一時預かり事業に準じ、4 時間を基準。

（参考）

神奈川県の実施時間等の条件

実施時間：1 日 2 時間以上

課業期間中：年間を通して継続的に開園日の半分以上の日数

休業日：年間 19 日以上（長期休業期間を除く）の開園

長期休業期間：年間 10 日以上の開園

預かり保育専任教員として、教員免許状または保育士資格を有する者を 1 名以上配置

4 午前保育等、通常の課業時間より短い課業日の取扱

- ・午前保育の日等については、当該日の課業時間終了から通常の日終了時間までの間は補助対象時間に含めない。

例：午前保育の日 課業時間 9：00～11：00

通常の日 課業時間 9：00～14：00

上記の場合 11：00～14：00 までの預かり保育は対象外。

5 単価設定

- ・「鎌倉市子ども・子育て支援交付金事業費補助金交付要綱」一時預かり事業（幼稚園型）の基準に準じて設定。（別添参照）

6 補助金の上限額の設定

- ・補助金の上限は次のとおり。

預かり保育に係る経費（人件費＋その他の教育経費）－（私学助成＋保護者負担金＋その他の収入）＝補助上限額